

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

知名町の認定こども園、保育所等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

○ **認定こども園、保育所等を利用する3歳から5歳までの全ての
子供たちの利用料が無償化されます。**

● 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

● 食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
国の制度では副食費として4,500円目安を保護者負担(一部世帯を除く)として施設へ
支払う事となっていますが、**知名町は3歳児以上の全てのお子さんの副
食(おかず・おやつ等)の費用を国目安額4500円まで免除し、町が
負担します。併せて、これまで負担していた主食費500円(半日利
用者400円)についても町が負担する事となりました。**

○ **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を
対象として利用料が無償化されます。**

● さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所
等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、
第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【町内で対象となる施設・事業】

○ 認定こども園、保育所

※ 待機児童解消の実現に向けては、「子育て安心プラン」に基づき、女性就業率80%に対応できる保育の受け皿(2018年度～2020年度末までに約32万人分)の整備を進めます。また、保育士等の処遇改善にも適切に取り組んでいます。

こども園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、知名町子育て支援課にて「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
- 子ども園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、知名町子育て支援課にて「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、子育て支援課にご確認ください。
- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業**を対象とします。
(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。
(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

※ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われることがないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めることとなっております。

問い合わせ先: 知名町子育て支援課

TEL:0997-84-3170